

四日市市中学校給食推進室の設置に関する規則を公布する。

令和2年3月25日

四日市市教育長 葛西文雄

四日市市教委規則第6号

四日市市中学校給食推進室の設置に関する規則

(設置)

第1条 (仮称)四日市市学校給食センター(以下「給食センター」という。)の整備及び運営に関する事務を処理するため、四日市市中学校給食推進室(以下「室」という。)を設置する。

(所管)

第2条 室は、学校教育課の所管とする。

(分掌事務)

第3条 室の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 給食センターの整備及び運営に関すること。
- (2) 市立中学校の配膳室等の整備に関すること。
- (3) その他給食センターの整備及び運営に関すること。

(職員)

第4条 室に室長その他の職員を置く。

2 室長は、上司の命を受けて室の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

(専決)

第5条 室長は、次の各号に掲げる事項を専決することができる。ただし、異例又は重要と認められるものについては、上司の決裁を受けるものとする。

- (1) 職員の休暇及び欠勤に関すること。
- (2) 職員の時間外勤務命令、休日勤務命令並びに勤務時間等の振替及び変更に関すること。
- (3) 職員の市内及び市外出張命令並びに復命に関すること。
- (4) 定例の報告等に関すること。
- (5) 前各号に準ずる軽易な事務に関すること。

(室の処務)

第6条 室の処務については、この規則に定めるもののほか、四日市市教育委員会事務局処務規則(昭和39年四日市市教委規則第10号)によるものとする。

(補則)

第7条 この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(教育委員会学校教育課)